

ARRL の「Mobile DXCC Award」において定める、移動局とモバイル運用の定義

- (1) 移動局とは自局に免許されている移動する自動車に常設した送信装置やアンテナを使用した運用であること
- (2) 商用電源や発電機など移動中に運用できない外部電源の使用は認められません
- (3) アンテナは自動車が移動中にも使用できるよう、車に常設されたもの（モバイルホイップ等）や、送信機と一体化されたもの（ホイップアンテナ等）であること
八木アンテナなどのビームアンテナを使用した運用は「止まっている時にしか運用できない」ので「モバイル運用」ではなく「ポータブル運用」になります
- (4) 移動中の自局が運用している以外の DX エンティティの局との間で交信をおこなわなければなりません
- (5) リモート局、レピータ局ほかインターネットの使用によって接続された補助システムの使用は認められません